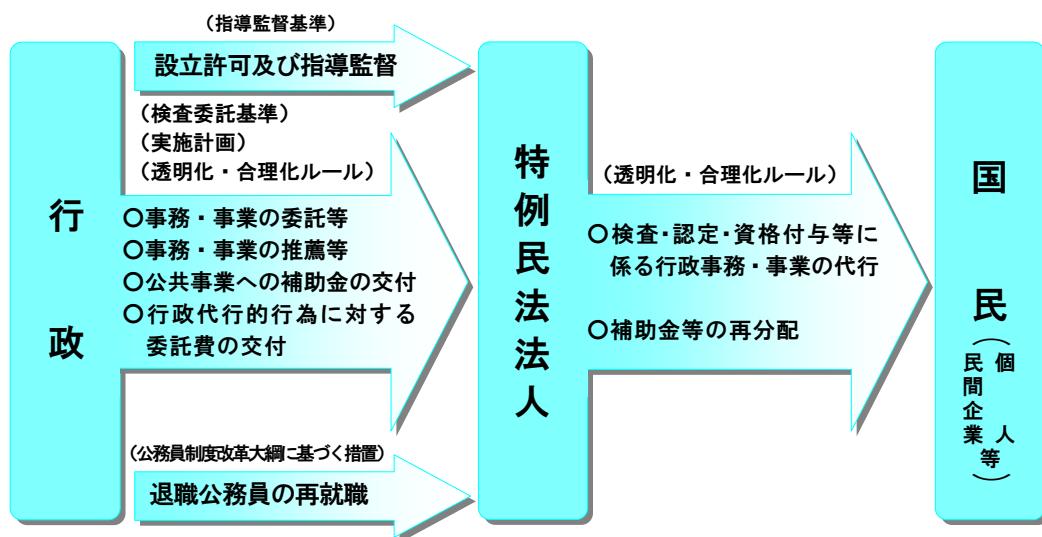


第3章

特例民法法人と行政のかかわり

特例民法法人は、旧民法の規定に基づき設立された民間法人であるが、特例民法法人の中には、補助金等の交付を受け、あるいは契約により国や独立行政法人等から支出を受けて活動を行うなど、行政と密接な関係にある法人も少なくない。こうした特例民法法人の事務・事業は、本来的には、特例民法法人を活用することを通じた効率的な行政運営、ひいては国や独立行政法人等の業務の簡素化等に資することを期していたものであるが、現実には、無駄や非効率が生じてきた事態も否めない。

3
章

特例民法法人と行政との関係については、各府省による設立許可や指導監督の権限を廃止する新公益法人制度が平成20年12月1日から施行されており、今後、各府省と特例民法法人の関係は構造的に透明化・適正化していくことが期待される。

また、旧制度の下でも、国から従来の公益法人が委託・推薦等を受けて行っていた事務・事業の見直しや国から法人への補助金・委託費等の見直しなどが行われてきたところであり、引き続きこれらの着実な実施が求められる。

第1節 行政委託型法人等

1. 行政委託型法人等について

ここでは、特定の法令等により、各官庁から制度的に事務・事業の委託等、推薦等（以下この節において「委託・推薦等」という。）を受けている特例民法法人を「行政委託型法人等」としている（なお、国から補助金・委託費等の交付を受けている特例民法法人に該当するものについては次節で扱っている。）。

行政委託型法人等が実施する事務・事業は、検査検定・試験など、あるものが有する能力、性能、技術等を調査・判定したり、また、その結果について評価・承認したりする業務（以下「検査等」という。）と、研究、促進啓発、指導助言などの「検査等以外」の業務に分けられる。

また、行政の関与の形態については、その形態に応じ、特定の法人を何らかの形で指定し、制度的に国の事務を行わせる「委託等」と、法人が独自に行っている事務・事業を奨励等するために、制度的に官庁が関与（認定、公認等）を行う「推薦等」に分けられる。

以上を整理すると、行政委託型法人等への行政の関与の形態は、次のように分類することができる。

- ① 検査等の委託等
- ② 検査等以外の委託等
- ③ 検査等の推薦等
- ④ 検査等以外の推薦等

2. 透明化・合理化ルール

公益法人が国から委託・推薦等を受けて行っていた検査等の事務・事業については、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定。以下「実施計画」という。）に基づき、委託・推薦等に係る事務・事業の廃止や、登録機関による実施（法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査等の実施をいう。以下同じ。）への移行などの見直しが行われている。

これにより、公益法人に対する国の関与は相当程度改善されたが、一連の見直しの後も、国の委託・推薦等を受けて検査等を行う法人は引き続き存続した。実施計画においては、これらについて「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（以下「透明化・合理化ルール」という。）を適用し、行政委託型法人等に対する国の関与について、より一層の透明性、効率性及び厳格性の確保を図ることとしている。

3. 行政委託型法人等の数

各府省から委託・推薦等を受けて事務・事業を行う国所管の行政委託型法人等の数は、表3-1-1のとおり222法人であった。このうち、委託等を受けているものが101法人、推薦等を受けているものが147法人であった。さらに、これらを検査等、検査等以外の別に分けると、委託等についてはそれぞれ32法人、69法人、推薦等についてはそれぞれ145法人、2法人であり、行政委託型法人等の約7割は検査等の委託等又は推薦等を受けている法人である。

なお、検査等の委託等を受けている32法人のうち2法人、検査等の推薦等を受けている145の全法人、検査等以外の委託等を受けている69法人のうち1法人、検査等以外の推薦等を受けている2法人のうち1法人は、全部又は一部の委託等又は推薦等について登録機関による実施等に移行した法人である。

また、所管府省別の法人数は、表3-1-2のとおりである。

表3-1-1 国所管の行政委託型法人等の数

	委託等			推薦等			合計
	計	未措置	委託等（登録機関）	計	未措置	推薦等（登録機関）	
検査委等	32	30	2	145	0	145	159
検査等以外	69	68	1	2	1	1	71
合計	101	98	3	147	1	146	222

(注) 1 法人数は共管による重複を除いた実数値である。

2 国所管の行政委託型公益法人のうち、都道府県の自治事務を行わせる（ことができる）法人を国が指定している場合は除いている（これらについては「行政委託型法人等一覧（都道府県）」（資料74）に掲載している。）。

3 「うち登録機関」は委託等又は推薦等に係る事務・事業のすべてについて登録機関による実施等に移行した法人数

表3-1-2 府省別国所管の行政委託型法人等の数

	委託等			推薦等			府省計(A)	うち所管外府省のみから指定を受けている法人	所管法人数(B)	(A) ÷ (B) × 100
	検査等	検査等以外	委託等計	検査等	検査等以外	推薦等計				
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	29	—
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	13	—
金融庁	0	4	0	0	0	0	4	0	37	10.8%
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	4	—
総務省	1	1	2	5	0	5	6	0	158	3.8%
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	86	—
外務省	0	0	0	0	0	0	0	0	90	—
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	408	—
文部科学省	0	1	1	1	0	2	2	1	697	0.3%
厚生労働省	8	3	11	113	1	113	120	1	435	27.6%
農林水産省	0	6	6	17	1	18	24	1	236	10.2%
経済産業省	3	2	5	6	0	6	11	0	239	4.6%
国土交通省	6	55	61	14	0	14	75	0	573	13.1%
環境省	1	1	2	0	2	2	3	2	20	15.0%
防衛省	0	0	0	0	0	0	0	0	7	—
合計	18	69	84	148	2	149	222	15	2,868	7.7%

(注) 1 法人数は共管による重複を除いた実数値である。

2 「委託等計」、「推薦等計」、「府省計」の各府省ごとの法人数は複数の事務。事業を委託・推薦されている法人の重複を除いた実数

3 国所管の行政委託型法人等のうち、都道府県の辞意事務を行わせる（ことができる）法人を国が指定している場合は除いている。（これらについては、「行政委託型法人等一覧（都道府県）」（資料74）に掲載している。）。

4. 透明化・合理化ルールの実施状況

検査等の委託・推薦等についての透明化・合理化ルールの主な内容は、次のとおりである。

① 検査等に係る事務・事業を所管する府省が講すべき措置

- ・事務・事業の法的位置付けの明確化（委託等に係る事務・事業の内容を法律で、推薦等に係る事務・事業の内容を法令で明確に規定すること等）
- ・指定・登録基準等の明確化、公開等（法人の指定・登録基準を法令又は告示で明確に定めること、指定・登録基準、指定・登録された法人に係る事項をインターネットで公開すること等）
- ・料金の決定及び積算根拠の公開（委託等に係る事務・事業の検査料等は、委託等を行う府省で決定し、その積算根拠と併せてインターネットで公開すること）
- ・事務・事業の定期的検証（事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行うとともに少なくとも3~5年ごとに政策評価を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うこと等）

② 検査等に係る事務・事業を実施する法人が講ずべき措置

- ・中立公正な運営の確保（委託等を行う府省の出身者と委託等された事務・事業に関わる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと、推薦等された事務・事業を行う法人が必要な措置をとり、その措置が明らかになっていること等）
- ・会計処理の明確化及び透明化（委託等された事務・事業については、検査料等の収支内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開すること等）
- ・事務・事業の実施の透明化（国から委託・推薦等された検査等と、法人が独自に行っている類似の事務・事業等とが第三者に明確に区別できるようにすること等）

これらの措置の実施状況を各府省が委託等又は推薦等を行う事務・事業別に整理すると、表3-1-3のとおりである。なお、複数の法人が、一つの事務・事業を実施する場合や、逆に同一の法人が複数の事務・事業を実施する場合があるため、事務・事業の数と法人の数は一致しない。

また、国が法令等に基づき設けている検査検定、資格認定制度については、平成23年10月に総務省行政評価局より特例民法法人の所管府省及び検査検定、資格認定制度を所管する各府省に対して手数料等の適正化の推進、会計処理の定期成果の推進、申請手続の負担軽減等の推進及び指導監督の徹底について勧告がなされ、各府省において、改善措置を行うこととなった。

表3-1-3 透明化・合理化ルールの進捗状況（委託・推薦等）

事務・事業数	府省が講ずべき措置			法人が講ずべき措置		
	すべて措置済み	一部措置済み	未措置	すべて措置済み	一部措置済み	未措置
委託等 (割合(%))	30	25 (83.3%)	5 (16.7%)	0 (0.0%)	28 (93.3%)	2 (6.7%)
推薦等 (割合(%))	65	30 (46.2%)	35 (53.8%)	0 (0.0%)	65 (100.0%)	0 (0.0%)
合計 (割合(%))	95	55 (57.9%)	40 (42.1%)	0 (0.0%)	93 (97.9%)	2 (2.1%)

(注)複数の法人が、一つの事務・事業を実施する場合や、逆に同一の法人が複数の事務・事業を実施する場合があるため、事務・事業の数と法人の数は一致しない。

5. 都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等

行政委託型法人等の中には、国だけでなく、都道府県から委託・推薦等を受けているものも存在する。このような都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等が実施する事務・事業には、法律等に基づくものと条例等に基づくものがある。前者については、さらに、各都道府県が共通して同一の国所管特例民法人に委託・推薦等を行う場合と各都道府県が自ら所管する特例民法人に委託・推薦等を行う場合がある。

都道府県から委託・推薦等を受けている行政委託型法人等のうち、各都道府県が自ら所管する特例民法人の数については、表3-1-4のとおりであり、石川県の29法人が最多となっている。

〔行政委託型法人等が実施すべきものとして各指定条項によって規定している事務・事業については、資料74〕。

表3－1－4 都道府県が指定する都道府県所管行政委託型法人等の数

都道府県	法人数	都道府県	法人数	都道府県	法人数
北海道	17	石川県	29	岡山県	21
青森県	16	福井県	7	広島県	18
岩手県	8	山梨県	6	山口県	19
宮城県	18	長野県	10	徳島県	12
秋田県	7	岐阜県	15	香川県	0
山形県	12	静岡県	26	愛媛県	8
福島県	9	愛知県	17	高知県	8
茨城県	24	三重県	9	福岡県	6
栃木県	5	滋賀県	7	佐賀県	9
群馬県	8	京都府	9	長崎県	17
埼玉県	19	大阪府	3	熊本県	12
千葉県	15	兵庫県	11	大分県	15
東京都	12	奈良県	12	宮崎県	12
神奈川県	17	和歌山県	5	鹿児島県	9
新潟県	19	鳥取県	19	沖縄県	5
富山県	20	島根県	10	合計	563

第2節 特例民法法人に対する補助金・委託費等

1. 国所管の特例民法法人に対する補助金・委託費等

補助金・委託費等は、予算において全ての交付先・交付額が決まっているものではない。執行段階における交付先等の決定の結果、特例民法法人に交付されるもの等が相当数存在することから、予算においてその全体像を把握することは困難である。そのため、平成23年度決算ベースで国所管の特例民法法人に対する各府省からの補助金・委託費等の状況を調査したところ、表3-2-1のとおりの結果であった〔各府省別の補助金・委託費等の状況等については、資料75～79〕。

各府省から補助金等（補助金、負担金、交付金、補給金等をいう。以下この節において同じ。）の交付を受けている特例民法法人は145法人あり、国所管の特例民法法人の5.1%であった。これらの法人に対する補助金等の交付総額は4,450億円であり、平成22年度と比較すると2,901億円(53.4%)増加している。

各府省から委託費の交付を受けている特例民法法人は121法人あり、国所管の特例民法法人の4.2%であった。これらの法人に対する交付額は193億円であり、平成22年度と比較すると271億円(28.8%)減少している。

表3－2－1 各府省から国所管特例民法法人に対する補助金・委託費等の状況

	交付額 (百万円)	交付法人数	金額別法人数			
			1,000万円未満	1,000万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上
補助金等 (割合(%))	444,992	145	44 (30.3)	60 (41.4)	23 (15.9)	18 (12.4)
委託費 (割合(%))	19,322	121	39 (32.2)	51 (42.1)	28 (23.1)	3 (2.5)
合計 (割合(%))	464,314	229	70 (30.6)	90 (39.3)	49 (21.4)	20 (8.7)

(注) 1 交付額及び交付法人数は共管による重複を除いた実数。

2 本資料における補助金等とは、平成23年度決算書コード番号における目番号が、原則として「16」の補助金・負担金・交付金・補給金等である。また、委託費とは、同じく目番号が「14」のものである。

3 交付額は百万円未満を四捨五入しているため、補助金等と委託費の和は合計と一致しない。

2. 透明化・合理化ルールの実施状況

実施計画においては、第三者分配型補助金等（国から交付された補助金・委託費等のうち、交付先の法人において当該補助金・委託費等の5割以上を他の法人等の第三者に分配・交付するものをいう。以下同じ。）及び補助金依存型法人（国から交付された補助金・委託費等が年間収入の3分の2以上を占める法人をいう。以下同じ。）の見直しを行うとともに、引き続き国から補助金・委託費等を受ける特例民法法人については透明化・合理化ルールを適用することとしている。

補助金・委託費等の交付等に関する透明化・合理化ルールは、大きく、①第三者分配型補助金等及び補助金依存型法人に係る措置、②特例民法法人向け補助金・委託費等全般に対する措置の2つに分けられる。

① 第三者分配型補助金等及び補助金依存型法人に係る措置の実施状況

措置の概要は、以下のとおりである。

- ・ 法人の所管府省は、実施計画において「第三者分配型」、「補助金依存型」の状態がやむを得ないこととされたもの（以下「例外事項」という。）について、定期的な検証を行う。
- ・ 「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等について、各府省は、交付先の公益法人が助成・給付事業の内容、助成基準等をインターネットで公表するよう指導する。

また、各府省は、予算要求段階において、「第三者分配型」等となることが見込まれるものは原則として予算要求しないこと等、「第三者分配型」又は「補助金依存型」が新規に発生することを防止するための措置を講ずる。

第三者分配型補助金等又は補助金依存型法人が生じた場合には、その理由等を所管する府省のホームページに掲載するとともに、上記の実施計画の対象事項に対する措置に準じた措置をとる。

これらについての措置状況をみると、実施計画で例外事項とされた7件のうち6件について所管府省により上記の措置が講じられている。（また、「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事項に係る補助金等の交付を受けている法人は、平成23年度決算において新たに対象となった法人を加えて12法人あったが、8法人で必要な措置が講じられている〔資料80〕。）

② 特例民法法人向け補助金・委託費等全般に対する措置の実施状況

国から補助金・委託費等の交付を受けている特例民法法人については、以下の事項を講ずること

ととされている。

- ・法人を所管する府省は、補助金・委託費等に係る事業概要、主な使途、交付先選定理由、法人が作成した補助金・委託費等支出明細書等をホームページに掲載する。
 - ・補助金・委託費等の交付を受ける法人は、補助金・委託費等支出明細書を作成し、計算書類等と併せて当該法人の事務所に備え付けるとともに、インターネットにより公表する。
- 特例民法法人向け補助金・委託費等全般に対する措置状況は、表3-2-2のとおりであった。

表3-2-2 透明化・合理化ルールの進捗状況（補助金・委託費等）

	対象法人数	府省がホームページに掲載すべき事項			法人が措置すべき事項		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
法人数 (割合%)	229	188 (82.1)	33 (14.4)	8 (3.5)	178 (77.7)	41 (17.9)	10 (4.4)

(注) 1 対象は国から補助金・委託費等を受けている法人

2 法人數は共管による重複を除いた実数値である。

3. 都道府県所管の特例民法法人に対する補助金・委託費等

都道府県所管の特例民法法人の中には、所管都道府県から補助金・委託費等が交付されているものがある。全都道府県分を合計すると、補助金等の交付額は976億円、交付法人数は1,830法人であった。また、委託費の交付額は1,841億円、交付法人数は1,520法人であった（表3-2-3。都道府県別の状況については、資料79）。なお、本資料は、特例民法法人を所管している都道府県からの補助金・委託費等を調査したものであり、市町村等からのものは含まれていない。）。

表3-2-3 各都道府県から所管特例民法法人に対する補助金・委託費等の状況

(平成23年度決算ベース：百万円)						
	知事部局所管		教育委員会所管		合計	
	交付額	交付法人数	交付額	交付法人数	交付額	交付法人数
補助金等	81,369	1,614	17,283	222	97,594	1,830
委託費等	171,595	1,430	14,961	102	184,133	1,520
合計	252,964	2,410	32,244	285	281,727	2,683

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。

2 補助金等、委託費とは、それぞれ、地方自治法施行規則第15条第2項別記中、節の項「19 負担金、補助及び交付金」、

「13委託料」を指す。

第3節 公務員制度改革に関する措置等

1. 公務員制度改革大綱に基づく措置

平成13年12月25日に閣議決定された「公務員制度改革大綱」を受け、平成14年3月29日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において、適正な再就職ルールの確立を図る観点から、各府省が指導等すべき具体的な事項を定めた「公務員制度改革大綱に基づく措置について」を申し合わせ、特例民法法人に対する指導等を行うこととされている。

（退職公務員の役員就任状況に関する情報開示）

各府省は、所管特例民法法人に対し、役員名簿に、各役員の常勤・非常勤の別を付記するとともに、国家公務員出身者^(注1)である役員についてはその最終官職を付記するよう指導することとされている。

その実施状況を見ると、国所管の全ての法人(2,868法人)のうち、2,616法人(91.2%)において役員名簿に常勤・非常勤の別を付記している。また、役員に国家公務員出身者のいる法人(1,004法人)のうち、916法人(91.2%)において退職公務員の役員就任状況を開示している。
〔資料81〕

（役員の報酬・退職金規程の整備・公開）

また、各府省は、国から補助金等を受けている等の特例民法法人^(注2)に対し、役員の報酬・退職金に関する規程を定め、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開するよう指導することとされている。また、各府省においても、これらを閲覧に供し、ホームページに掲載することとされている。

その実施状況を見ると、国から補助金等を受けている等の特例民法法人249法人中、役員報酬規程を定めている法人は213法人(85.5%)、退職金規程を定めている法人は205法人(82.3%)である。また、役員報酬の具体的支給水準が明らかになっている法人は203法人(82.3%)、退職金の具体的水準が明らかになっている法人は204法人(99.6%)となっている。

また、役員報酬規程を定めている法人のうち207法人(96.7%)、退職金に関する規程を定めている法人のうち197法人(96.6%)が役員の報酬規程・退職金に関する規程を公開している。

（役員の報酬・退職金の水準及び在任年齢に関する措置の状況）

このほか、各府省は、国と特に密接な関係を持つ特例民法法人^(注3)に対し、常勤の役員の報酬・退職金については、民間だけでなく、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないよう指導することとされている。また、役員の在任年齢について、従来の特殊法人役員に加え、独立行政法人についても、「特殊法人等の役員の給与・退職金等について」(平成14年3月15日閣議決定)により、原則65歳まで(ただし、理事長等は70歳まで)とされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請することとされている。

まず、役員の報酬・退職金の水準を見ると、役員の平均年間報酬額については、対象法人12法人のうち、有給役員がいる法人は9法人であり、平均額が1,200万円以上1,600万円未満の法人が6法人と最も多くなっている。

役員の平均退職金額については、仮に常勤役員が勤続4年で退職した場合に支給される退職金の平均額を見ると、対象法人12法人のうち、退職金を支給しない法人が3法人、400万円未満の法人が5法人、400万円以上800万円未満の法人が3法人、1法人が未回答となっている。

また、役員の在任年齢に関する規程を整備している法人は8法人あり、各法人が整備している規程上の常勤の理事の在任年齢の上限を見ると、65以上70歳以下とするものが最も多かった。

-
- (注1) この項において、国家公務員出身者とは、本府省課長・企画官相当職以上及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の経験者をいう。
 - (注2) 国から補助金等を受けている等の特例民法法人とは、平成23年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管特例民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特例民法法人をいう。
 - (注3) 国と特に密接な関係を持つ特例民法法人とは、平成23年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管特例民法法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管特例民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特例民法法人をいう。

2. 「今後の行政改革の方針」に基づく措置の実施状況

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」において、国家公務員の適切な退職管理に資するため、国と特に密接な関係を持つ特例民法法人の役員への国家公務員出身者^(注4)の就任について、民間法人としての性格を踏まえつつ、特例民法法人の役員への国家公務員出身者の就任に関する累次の閣議決定等を遵守するとともに、離職後2年以内の常勤役員への就任に際して、所管府省にあらかじめ報告するよう法人を指導し、各府省は、所管法人からの報告の内容を、内閣官房長官に報告することとされている。

3. 「行政改革の重要方針」の推進状況

平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、公務員の総人件費改革の一環として、主務大臣は、国と特に密接な関係を持つ特例民法法人に対して、申合せにおける常勤の役員の報酬・退職金等に係る措置に準じて、各法人において職員の給与水準を点検し、必要に応じ見直しを行うよう要請することとされている。

その状況を見ると、対象法人30法人の全てに有給職員があり、平均額が400万円以上600万円未満の法人が13法人と最も多くなっている。〔資料82〕

(注4) この項において、国家公務員出身者とは、国家公務員の退職者（退職予定者を含む。）のうち、本府省の課長相当職以上（地方支分部局等における本府省の課長相当職以上（教育職を除く。）を含む。）の経験者をいう。